

プロジェクトの評価及び選定のプロセス
(Process for Project Evaluation and Selection)
について

- グリーンボンド原則 (GBP) では、「発行体は、『調達資金の充当プロジェクトが、適切なグリーンプロジェクトの事業区分に該当すると判断するためのプロセス』及び『プロジェクトの適切性評価のためのクライテリア』について示すべき (should) である」とされている。
- 具体事例を調査したところ、「プロジェクトの事業区分の適切性」のみをクライテリアとする事例が大半を占めていた。この他、環境改善効果 (見込) をあわせてクライテリアとしている事例もあった。
- 社内プロセスについては、事業担当部署・財務担当部署・環境担当部署などでプロジェクトのクライテリアへの適合性が判断されている事例が確認された。また、クライテリアに基づき発行体が実施するプロジェクト選定の適切性を、外部機関が評価する事例もあった。

【プロジェクトの適切性評価のためのクライテリア、プロセスの具体的事例①】

発行体	適切性評価のためのクライテリア	プロセス
EIB	<ul style="list-style-type: none"> ・GBP4原則に沿って作成された、発行体によるGBの選定、管理、報告について説明しているステートメント(Climate Awareness Bond Statement)へ準拠すること ・クライテリアは以下の通り <ol style="list-style-type: none"> 1)新規水力発電事業はGHG排出量の削減となる場合のみ可 2)原子力・石炭火力関連は不可 3)化石燃料と再生燃料の共燃焼はGHG排出量がEIB環境基準以下(550gCO₂/kWh-e以下)であれば可 	1)左記クライテリアへの該当性をPJ主管部のエンジニア及びエコノミストが判断
KfW	<ul style="list-style-type: none"> ・KfW再生可能エネルギープログラムによる融資基準を満たす事業 例)太陽光、バイオマス、風力、水力、地熱、再生可能エネルギー活用型コジェネ ・化石燃料や原子力による発電事業には融資しない ・EUおよび大半のOECD諸国についてはサステナビリティ評価は不要(※1)だが、他の国の事業についてはエクエーター原則(※2)等の国際的な規範への適合性を確認 ※1 これら国々については環境社会配慮に関する国内法整備が進んでいるため、契約書において国内法遵守の誓約条項を挿入するのみで足りるという考え方。 ※2 エクエーター原則では環境社会配慮の評価基準として必要な事項をプロジェクトの所在国やセクターによって定めている。 	1)PJ選定クライテリアへの該当性を融資部門で評価(環境社会インパクトについては環境専門家が評価)

出典：各発行体のHPより事務局作成

【プロジェクトの適切性評価のためのクライテリア、プロセスの具体的事例②】

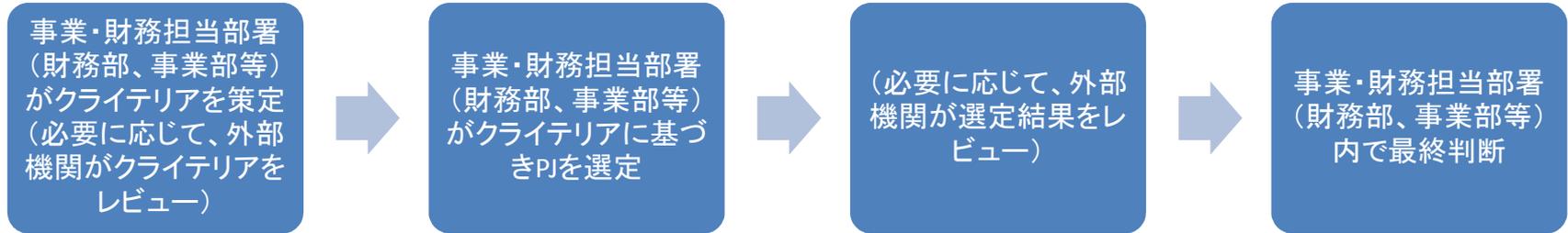
発行体	適切性評価のためのクライテリア	プロセス
SMBC	1)再生可能エネルギー発電事業及び関連送電設備 ・太陽光発電(集光型太陽熱発電の場合はガス発電が15%以下であること)、風力発電、水力発電(発電容量25MW以下)、地熱発電、バイオマス発電 2)エネルギー効率 ・省エネ製品の導入、グリーンビルディング(LEED Silver、BREEAM Very Good、CASBEE A level)の建設、船舶(EEDI、SEEMP)の製造、公共交通の建設 3)資源再生 ・リサイクル施設の建設	発行体がクライテリアに基づきPJを選定
Unilever	以下目標の一部の達成を予定していること 1)GHG: ・製品1トン当たりのCO ₂ 排出量(t-CO ₂)について2008年比で新工場では50%以上、旧工場では30%以上の削減 ・再生可能エネルギーによる発電率の向上(目標は40%以上) ・代替フロン(HFC)からノンフロンに冷蔵設備を変更 2)水 ・製品1トン当たりの水使用量(m ³)について2008年比で新工場では50%以上、旧工場では30%以上の削減 3)廃棄物量 ・製品1トン当たりの廃棄物排出量について2008年比で新工場では50%以上、旧工場では30%以上の削減 ・最終処分場に行く廃棄物(有害でないもの)をゼロにする 上記クライテリアについて、事業フェーズ別(工事前、工事中、事業開始後)に想定される活動を整理している。	1)発行体がPJを選定 2)クライテリアに基づき発行体が行うPJの選定について、外部機関(DNV GL)が評価を実施

【プロジェクトの適切性評価のためのクライテリア、プロセスの具体的事例③】

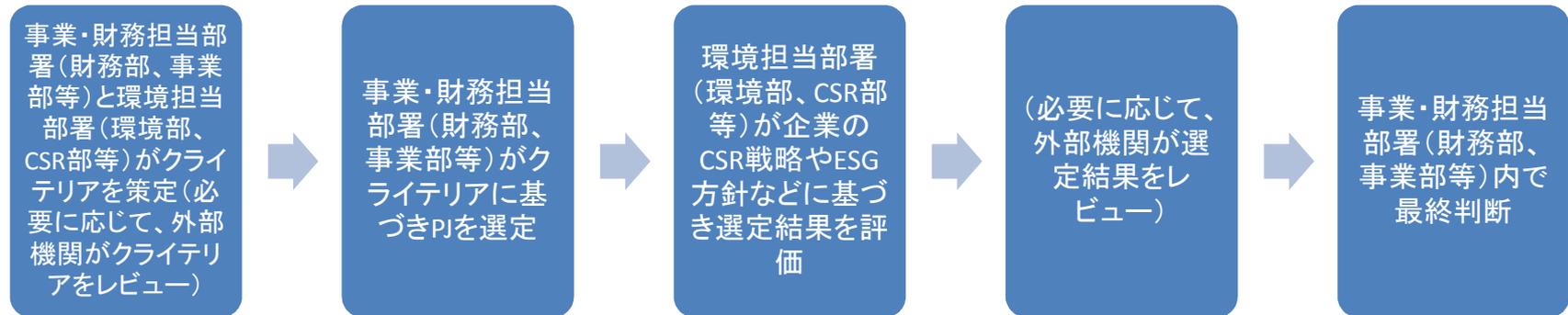
発行体	適切性評価のためのクライテリア	プロセス
Iberdrola	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善効果のある再生可能エネルギー事業であること ・下記の事項に関するIberdrolaのCSR・サステナビリティ方針に従っていること <p>環境: 環境マネジメント、生物多様性の保護、大気排出およびエネルギー管理 価値創造: ESGリスクマネジメント、責任ある顧客対応、持続可能な調達、企業倫理の推進</p> <p>社会側面: 労働安全衛生および雇用条件の改善、人権配慮、地域社会の持続可能性への配慮、エネルギーアクセス向上および燃料の貧困(Fuel Poverty※)の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業がESGに関する何らかの係争中である場合は選定対象から外す。 <p>※ 収入の10%超が燃料費に使用されている状態</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1)「ビジネスと環境」チームが資金用途に関する要求事項(環境改善効果のある再生可能エネルギー事業)への適合性を確認する 2)「サステナビリティ」チームが自社のCSR・サステナビリティ方針への適合性やESGに関する係争が無いことを確認する 3)「ビジネスと環境」チームが選定されたPリストを作成する 4)上記のリストに基づき財務部が妥当性確認と最終的な選定
Toyota Financial Services	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の種類の車を購入予定の消費者へのリースや融資 <ol style="list-style-type: none"> 1)ハイブリッド又は代替燃料車 2)米国環境保護庁公表の燃料消費率が最も低い値である車 3)カリフォルニアでは、米国環境保護庁公表の大気汚染貢献度が低い(スモッグ・レーティングの評価が8~10)車 	非公表
City Of Gothenburg	<ul style="list-style-type: none"> ・市の環境事業・気候変動戦略に寄与する以下の事業 <ol style="list-style-type: none"> 1)気候変動を緩和するPJ(低炭素やクリーンな技術、省エネ・再エネ事業) 2)気候変動への適応策となるPJ(気候変動からの災害に強いコミュニティを構築する事業) 3)(全体の20%以下に限定)気候変動関連でなくても、持続可能な環境に寄与するPJ 	<ol style="list-style-type: none"> 1)市議会で環境事業・気候変動戦略を策定 2)市役所の都市開発部と財務部がPJを選定 3)(市役所の)環境管理部がPJ選定クライテリアへの該当性を検証 4)市の執行委員会においてPJへの融資を承認
Apple Inc.	<ul style="list-style-type: none"> ・外部機関(Sustainalytics)のレビューを受けている社内基準である「グリーンボンド・フレームワーク」に列挙された具体PJ種別に該当すること ・既存ビルが資金対象となる場合は過去3年以内にグリーンビルディング認証を受けていること 	<ol style="list-style-type: none"> 1)PJ選定クライテリアへの該当性を環境・政策・社会イニシアチブ部で判断

(参考)社内プロセスの例

企業A (事業担当部署のみで判断する場合)



企業B (環境担当部署が事業担当部署を支援する場合)



自治体

